

# 三田市森林整備計画

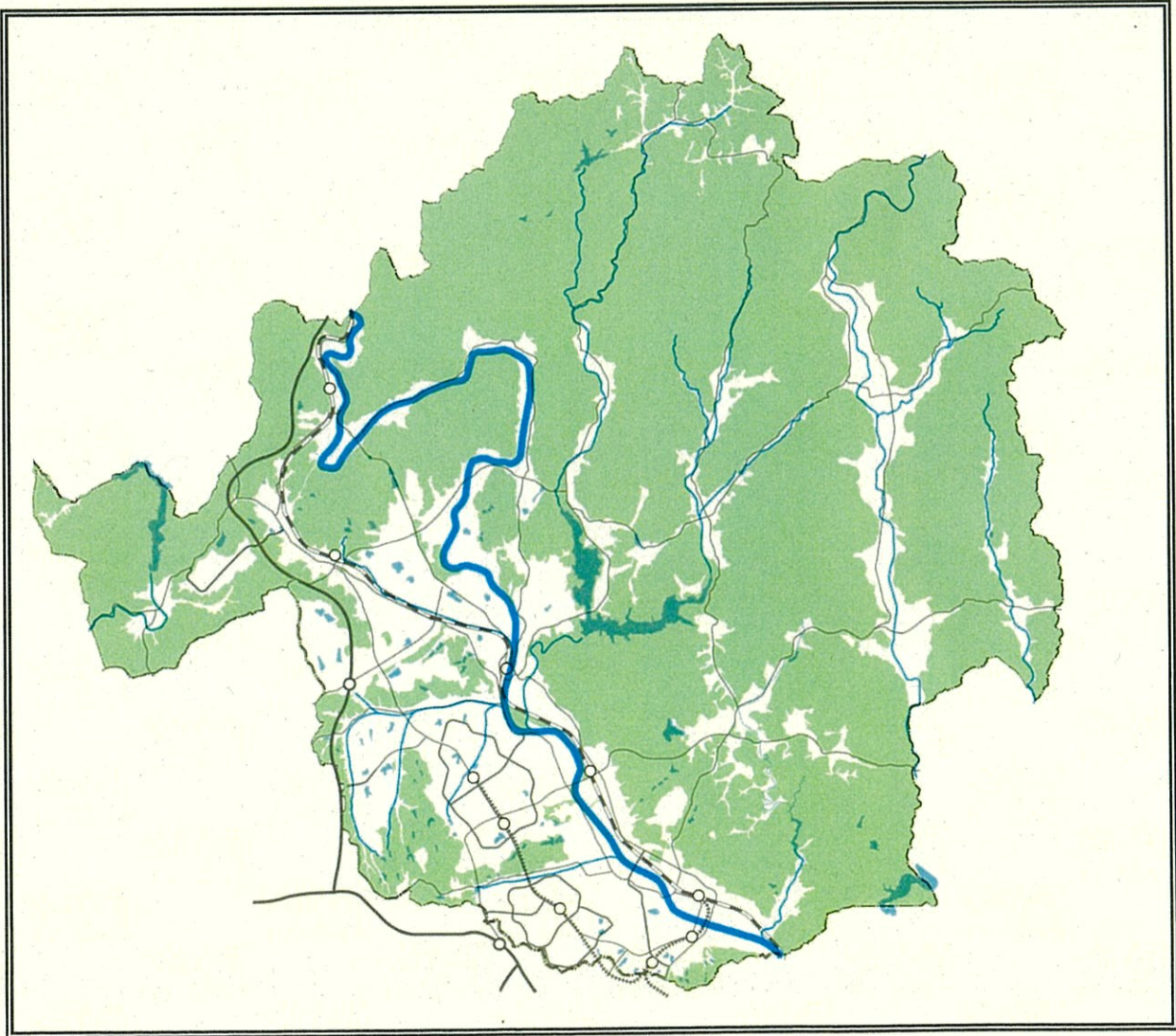
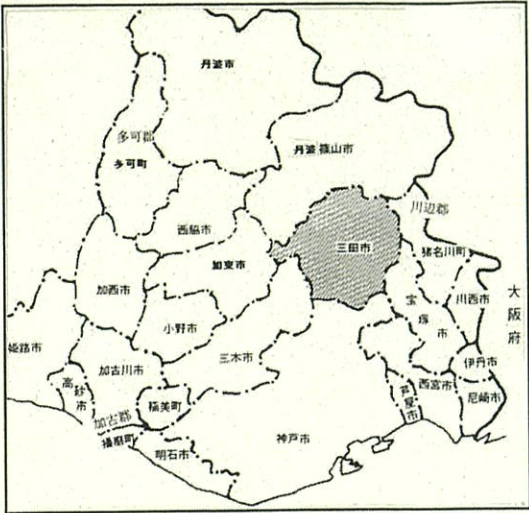
## 一部変更計画書

計画期間 { 自 令和 4年 4月 1日 }  
          { 至 令和14年 3月31日 }

兵 庫 県  
三 田 市

(令和5年3月)

三田市森林整備計画位置図



## 目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	… 1
1 森林整備の現状と課題	… 1
2 森林整備の基本方針	… 1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	… 2
II 森林の整備に関する事項	… 2
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	… 2
1 樹種別の立木の標準伐期齢	… 2
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	… 2
3 その他必要な事項	… 4
第2 造林に関する事項	… 4
1 人工造林に関する事項	… 4
2 天然更新に関する事項	… 5
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	… 6
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	… 7
5 その他必要な事項	… 7
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	… 8
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	… 8
2 保育の種類別の標準的な方法	… 9
3 その他必要な事項	…10
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	…10
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	…10
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	…11
3 その他必要な事項	…13
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	…13
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	…13
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	…14
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	…14
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	…14
5 その他必要な事項	…14

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	…14
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	…14
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	…14
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	…14
4 その他必要な事項	…14
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	…15
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	…15
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	…15
3 作業路網の整備に関する事項	…15
4 その他必要な事項	…16
第8 その他必要な事項	…16
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	…16
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	…16
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	…17
Ⅲ森林の保護に関する事項	…17
第1 鳥獣害の防止に関する事項	…17
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	…17
2 その他必要な事項	…18
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	…18
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	…18
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	…19
3 林野火災の予防の方法	…19
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	…19
5 その他必要な事項	…19
Ⅳ森林の保健機能の増進に関する事項	…20
Ⅴその他森林の整備のために必要な事項	…20
1 森林経営計画の作成に関する事項	…20
2 生活環境の整備に関する事項	…20
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	…20
4 森林の総合利用の推進に関する事項	…20
5 住民参加による森林の整備に関する事項	…21
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	…21
7 その他必要な事項	…21

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、兵庫県の南東部に位置し、市域は、東西20km、南北18km、総面積210.32km<sup>2</sup>で、市域の北部と東部に500m～700mの主要山岳が位置し、南西部は概ね300m以内の丘陵地帯である。

森林面積は、市域の約65%の135.84km<sup>2</sup>で、うち民有林が131.80km<sup>2</sup>を占め、その大部分が天然林のアカマツ林であるが、昭和40年代からの松くい虫の被害が全域に及び森林荒廃の大きな要因となっている。

本市の林業は、経済林の整備及び育成を目的としたものは少なく、多くは、里山林としての利用が図られてきたことから、人工林率は11.2%と県平均の41.8%に比べかなり低い値である。

また、人工林が小規模で各地に分散していることから、施業の共同化等が行い難い状況にある。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

林業生産活動は農家林業として営まれてきたことにより人工造林が11.2%と示すように低調である。

また、これらの大部分が昭和30年代に植林された人工林であるが、人手不足、木材価格の低迷等の採算性の悪化に伴い、林業生産活動の停滞が続いている。

これらのことから、森林所有者を前提とした従来の林業施策の推進に加え、生産森林組合の充実を図るとともに、森林整備センター、ひょうご農林機構への施業委託、分収林制度等の活用等により、林業生産活動を推進していくこととする。

また、天然林のアカマツ林については、森林病虫害防除事業等を導入するとともに、回復不可能地については広葉樹林または複層林への転換を図り、森林の持つ公益的機能の向上に努める。

特に、里山林については、都市近郊林としての保健文化機能を高めるよう整備の推進を図る。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備の方針を基本としつつ、次の5つの機能・区域に応じた森林整備を推進することとする。

##### ① 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

母子、乙原地区においては、水源涵(かん)養機能の維持増進を図るため、長伐期施業による森林施業を取り入れる。

##### ②・③ 快適な環境の形成・生物多様性の保全・及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

里山である「高平ナナマツの森」、「高平観福の森」、「乙原てんぐの森」においては森林ボランティア等による自然環境及び生物多様性の保全を推進する。

有馬富士公園を含む周辺の山林においては、自然環境及び生物多様性の保全を図り、市民の保健・文化・教育的利用を促進する。

##### ④ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂流出防備保安林に指定されている山林等山地災害の危険度の高い市内山林について、択伐等林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進し、災害に強い森林の形成を図る。

⑤ 木材等生産機能

乙原・高平地区については、適切な造林、保育、間伐の実施を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、県、市、森林所有者、生産森林組合等の連絡を密にし、森林施業の共同化、林業の担い手の確保、林業機械化の促進、国産材の流通、加工体制の整備等を有機的関連のもとに計画的、総合的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

加古川地域森林計画の定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき主要樹種について、平均成長量が最大になる年齢を基準とし森林の有する公益的機能、平均伐期齢及び森林の林分構成を勘案した標準伐期例は以下のとおりである。

なお、標準伐期齢は、標準的な立木の伐採(主伐)の林齢を明らかにするものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 区	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	その他広葉樹
市 内 全 域	35年	40年	40年	45年	15年

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採の内、主伐については、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、再び立木地になること)を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

伐採にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連坦等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で、植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

また、伐採・搬出にあたっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な立木の保残に努めることとする。



伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。

### (1)皆伐

皆伐については、主伐の内、択伐以外のものとする。自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護樹帯を設け適切な更新を図ることとする。

人工林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、本計画における主伐時期の目安を定めることにするが、公益的機能のより高要な発揮及び多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることも検討する。主伐の目安は表1のとおりとする。

また、天然林の皆伐は植栽が確実に実行されるか、地域の林業施業等から判断してぼう芽の発生や稚樹の生育が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分かを判断し、実施するものとする。

表1

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安 (年)
	生産目標	仕立て方法	期待径級 (cm)	
スギ	一般建築用材	中仕立て	30	40
	一般建築用材	中仕立て	32	60
ヒノキ	一般建築用材	中仕立て	22	45
	一般建築用材	中仕立て	26	60
マツ	一般材等	中仕立て	20	40

### (2)択伐

択伐については、主伐の内、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30パーセント以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40パーセント以下)とする。

択伐に当たっては森林の有する多面的な機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

人工林(育成複層林)において、単木択伐の場合は、森林生産力の推進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間により行うこととする。群状択伐、帯状択伐の場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。人工林(育成単層林)を部分的に伐採し、天然更新を行う森林は、天然下種更新が確実な林分及びぼう芽による更新が確実な林分とする。この場合、母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることに配慮し、伐採を行うものとする。

天然林の場合は、人為と天然力の適切な組み合わせにより複層状態の森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、稚樹や母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることを配慮し、伐採を行うものとする。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### (1)人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次に示すとおりである。なお、スギ・ヒノキにおいては、花粉症が社会問題化している現状を踏まえ、花粉の少ない品種への転換を努めるものとする。

風致の維持や生物多様性の確保のために定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は当市林業担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表2-1

区 分	樹種名(針葉樹)	樹種名(広葉樹)
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ等	クヌギ、ケヤキ、コナラ等

#### (2)人工造林の標準的な方法

##### ア 人工林の標準的な方法

植栽本数は、下表(表2-2)に示す本数を標準として決定する。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入を検討する。

人工林(育成単層林施業)の場合、緩傾斜地に位置し、林地生産力が高い用材生産の適地では、針葉樹等による再造林を行うこととする。

ただし、景観の保全等の社会的ニーズのある森林や急傾斜地等の山地災害等の危険の高い森林、用材生産に適さない森林では広葉樹の植栽等による針広混交林化を図ることにより、複層林に誘導する。

なお広葉樹の造林については、天然稚樹等の有無及びその配置を勘案して決定し、植栽木とともに生育が期待できる有用天然性稚幼樹については、努めて保残する。

表2-2

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	中仕立て	3,500	
ヒノキ	中仕立て	3,500	
マツ	中仕立て	4,000	
広葉樹	中仕立て	2,000~10,000本	



イ 其他人工造林の標準的な方法

表2-3

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	植付け作業を容易にするためだけでなく、地力の維持・増進を図り、苗木の活着をよくし成長を促進するため行う作業でもあるので、地表を保護し表層土の流出を防止することを充分考慮して実施する。
植え付けの方法	植えつけた苗木が活着し健全な成長を行うための優良な苗木を選び、丁寧に植付ける。
植栽の時期	2月～3月中旬までに行うことを原則とし、秋植えする場合は、苗木の成長が鈍化した時期に行うものとする。

(3)伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐では2年、択伐では5年とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力の活用により適切な更新が図られる森林において行うものとする。

更新の方法については以下に示す内容により行う。

(1)天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は以下のとおりである。

表2-4

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、他県内に自生する高木性の樹種を対象とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	上記の内スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを除いたものすべてとする。

(2)天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき立木の本数は3,000本/ha(周囲の植生の草丈より一定以上の余裕高を加えた樹高のものに限る)とする。ここで更新すべき本数とは5年生時におけるha当たり期待成立本数である10,000本に10分の3を乗じたものである。

表2-5天然更新対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、他県内に自生する高木性の樹種を対象とする。	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

- ① 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- ② 刈出しは天然稚樹がササなどの下層植生により生育が阻害されている箇所について行う。
- ③ 植込みは、天然下種更新の不十分な箇所に行う。なお、植込み本数は、天然更新稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
- ④ 芽かきは、ぼう芽の生育状況等に応じて適切に行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新すべき期間内に、天然更新の状況を確認し、天然更新をすべき立木の植栽本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林をおこない、確実な更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をする期間は、加古川地域森林計画の指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採終了日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

「加古川地域森林計画」に定める、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、天然更新が期待できない森林については、主伐後の適確な更新を確保するものとする。

具体的には、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案する必要があることから、その基準及び所在について次のとおり定める。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定及び、伐採及び伐採後の造林の届出制度市町村事務処理マニュアル(平成24年7月林野庁森林整備部計画課)に基づくほか次のとおり定める。

##### (1)造林の対象樹種

###### ア 人工造林の場合

1の(1)による(表2-1)。

###### イ 天然更新の場合

2の(1)による(表2-4)。

##### (2)生育しうる最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を(表2-5)に準じて10,000本/haとし、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

#### 5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、材積に係る伐採率が35パーセント以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行う。

樹種	施業体系		間伐時期(年)				間伐の方法	
	生産目標	植栽本数(ha当たり)	初回	2回目	3回目	4回目	材積間伐率	選木基準
スギ	柱材 伐期 40年	3,500本 中仕立て	15	20	25	30	おおむね 20～ 30%	間伐率は枯損や除伐で2,900本(40年生伐期)、2,600本(60年生伐期)成立状態から間伐を開始するものと仮定して算出した。初回は形質不良木から順に選木することとするが、不良木のみでなく均一的に間伐を行うものとする。2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質のものを選抜し、それ以外は適正な間隔を置いて選木する。
	中径材 伐期 60年	3,500本 中仕立て	18	25	31	40		
ヒノキ	柱材 伐期 45年	3,500本 中仕立て	22	30	37	30	おおむね 20～ 30%	間伐率は枯損や除伐で2,400本成立状態から間伐を開始するものと仮定して算出した。初回は形質不良木から順に選木することとするが、不良木のみでなく満遍なく間伐を行うものとする。2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選抜し、それ以外の木を適正な間隔を置いて選木する。
	中径材 伐期 60年	3,500本 中仕立て	22	30	37	45		

※標準伐期間未満の平均的な間伐の実施時期の間隔は、10年ごととする。

標準伐期間以上の平均的な間伐の実施時期の間隔は、15年ごととする。

(注) 時期(林齢)及び間伐率は、地位や生産目標が異なることにより植栽本数が上記以外の場合もあるので、地位の良否、植栽本数の多少に応じて、調整すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

樹種	保育の種類	実施林齢・回数					備考	
		林齢	1	5	10	15		20
スギ 3,500本 植え	下刈り つる切り	①		⑧				育成単層林 中径材生産 伐期 40年・60年 間伐 伐期40年は 15~30年、 伐期60年は 18~40年4回
	除伐			⑧ 伐期40年は8年生で1回 伐期60年は2回	⑬			
スギ 3,500本 植え	枝打ち			⑧ 3回(伐期40年は打ち上げ4m) 3回(伐期60年は打ち上げ4.5m)	⑭			傾斜度 35度未満 海拔 500未満 (伐期40年) 600未満 (伐期60年)  地位 2
	下刈り つる切り	①		⑩		⑮		育成単層林 中径材生産 伐期 45年・60年 間伐 22~37年に 3回 伐期60年は45年 で第4回目の間伐を 実施
ヒノキ 3,500本 植え	除伐				⑩ 2回	⑮		
	枝打ち			⑨ 4回(打ち上げ6m)	⑱			傾斜度 35度未満 海拔 700未満  地位 1

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養森林保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、遊水池溪流等の周辺に存する森林、水源涵(かん)養機能の評価区分が高い森林など水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

##### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。森林の区域については、別表2により定めるものとする。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵(かん)養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

##### ① 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、濃霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接なかかわりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、濃霧害等の気象災害を防止する効果の高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

##### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全区域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体になり優れた自然景観等を形成する森林、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している森林等の、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保

健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)区域の設定

林木の生育に適した森林、林道などの開設状況などから効率的な施業が可能な森林、木材生産など生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件などから一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

(2)施業の方法

施業の方法として、木材など林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐などを推進することを基本とし、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。



別表1

区分	森林の区域	面積(ha)	
水源の涵(かん)養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	55～65、120～122、124～146、147ア・イの一部、147ウ～151、154～157、159～160、162、181～182、188～189、191～192、201～212	4988.87	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	147ア・イの一部	14.89
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	27～ウ、カ～キ、3～7ウ、87、ウ、9、19～21、25～48、50～54、66～72、73I～サ、74ウ～75、77、79、82、84材、85～87、90～96、98～104、106I～107、111～118、180、183、185、190、193、194、196～200	5455.54
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10～18、22～24、97、105、108～110、119、123、152、153、164、165、184、186、195	1738.46
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	158、161、163、168～173、177、178、187、147ア・イの一部	637.33	

別表2

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)	
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林(標準伐期齢+10年)	55～65、120～122、124～146、147ア・イの一部、147ウ～151、154～157、159～160、162、181～182、188～189、191～192、201～212	4988.87	
土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(標準伐期齢のおおむね2倍以上)	147ア・イの一部	14.89	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	27～ウ、カ～キ、3～7ウ、8ア、ウ、9、19～21、25～48、50～54、66～72、73I～サ、74ウ～75、77、79、82、84オ、85～87、90～96、98～104、106イ～107、111～118、180、183、185、190、193、194、196～200、10～18、22～24、97、105、108～110、119、123、152、153、164、165、184、186、195	7194.00
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし	

## 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

## 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市では施業計画を締結している森林所有者はならず、森林所有者については不在森林所有者も多く受委託による森林施業の実施が困難な状況にある。今後、大規模な森林所有者との施業計画の締結に努め森林経営計画制度を利用して適正な森林経営が行われるよう図るとともに、不在森林所有者に対しては、大規模森林所有者への委託を含む森林管理の普及啓発活動を行い、適正な森林管理が行われるよう努める。

## 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林経営計画締結者、生産森林組合等で、施業の集約化に取り組もうとする者に対して、森林の受託等に必要な情報の提供や助言を行うことにより森林施業の集約化の可能性を探る。

## 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営の受託の方法、造林者の造林・保育等管理の方法や権利の割合、金銭に係る事項等契約内容について森林所有者・造林者同士の間で十分に確認を行うこと。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用をするなど、森林所有者から経営管理権を取得することや、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業の実施に向け検討することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

## 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林経営計画制度を活用し、森林経営の市外森林組合等への委託を促進して、森林施業の集約化を図る。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

路網の整備状況等からみて一体的かつ効率的に整備することが適当である区域において、森林施業を共同して行うため、森林所有者間の施業実施協定の締結を促進する。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1)共同で森林施業を行う者(以下「共同施業者」という。)全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行い、場合によっては森林組合等への委託により実施する。

(2)作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業者により実施する。

(3)共同施業者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業者が果たすべき責務等を明らかにする。

(4)共同施業者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

### 4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について表5-1に記載する。

表5-1

(単位:m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 (・0度~15度)	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15度~30度)	車両系	15~20	10~20	25~40	50~160	75~200
	架線系				0~35	25~75
急傾斜地 (30度~35度)	車両系	15~20	0~5	15~25	45~125	60~150
	架線系				0~25	15~50
急峻地 (35度~)	架線系	5~15	—	5~15	—	5~15

なお、路網密度の水準については尾根、溪流、天然林等の除地については適用しないものとする。

効率的な森林施業を推進する区域に関する事項(新たな作業道開設)については今のところ計画なし。今後市内森林整備の状況を踏まえ、新たな林道・作業道の開設に際しては、表5-1を踏まえ計画するものとする。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1)基幹路網の整備に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全などを図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知)を基本として県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長(m)及び箇所数	利用区域面積(ha)	前半5ヶ年の計画箇所	備考
拡張	自動車道	林業専用道	乙原	大根谷線	1,500 3箇所	360 360	○	改良舗装

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、  
「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、  
管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

#### (2) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日22林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう維持管理に努める。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林業は農家林業が中心であるとともに、生産森林組合においても規模が零細で、従事する者の養成化が困難であるが、機械化の導入により作業負担の軽減を図りながら担い手の養成・確保を検討する。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

##### (1) 林業機械の導入の促進方向

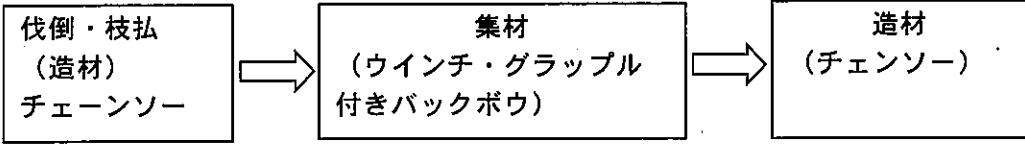
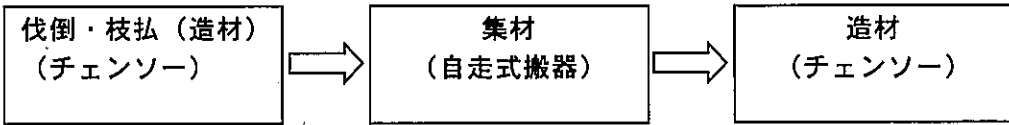
生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムの導入を検討する。

##### (2) 高性能を主体とする林業機械の導入目標

地形や経営形態等、地域の特性に応じた機械作業システムの目標は次の通りとする。

なお、地形などの条件から高性能林業機械の適用が困難な作業地については、従来の作業システムを改良し、生産性の向上に努めるものとする。

① 伐出作業

区分	作業システム	生産性 m <sup>3</sup> /人・日
緩傾斜		3.0
急傾斜		3.0

② 育林作業

育林作業については機械化が遅れており、地ごしらえ、下刈り、除伐、枝打ち作業は主にチェンソー、枝払機、一部に自動枝払機等が使用されているほか、人力による作業が行われている。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当市の代表的な林産物は、シイタケ・クリ・マツタケであるが、小規模な個人経営である。

特に三田特産のマツタケは、近年の松くい虫の被害により、全市的に生産されていたものが一部地域での生産に陥っており、保全松林健全化整備事業の導入を図り、マツタケ生産松林の再生に期待する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、シカを対象鳥獣とし、当該対象鳥獣による森林被害の状況等については実際の森林被害と森林被害状況を把握できる全国共通のデータ等とを照らし合わせ、区域を下記の通り定めることとする。

〈鳥獣害防止森林区域〉

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
シカ	該当なし	該当なし

現地における森林被害調査や森林生態系多様性基礎調査において、主に人工林における食害や剥皮

害などの新たな調査結果が得られた場合、必要に応じて被害区域を鳥獣害防止森林区域に加えるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、被害状況の確認に努め、被害発生時には該当林班における捕獲活動の強化や防護柵の点検などを実施し、被害の甚大化を防ぐ。

鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害及び1に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害対策として、適正密度を目標とした捕獲活動を実施するとともに、鳥獣害から造林地を守るための防護柵、食害防止ネット等の設置を行う。

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害対策

森林病虫害等防除法に基づき、保全すべき公益的機能の高い松林などを防除区域、その周辺に位置する松林を周辺区域に指定し、これら指定区域を対象に予防・駆除対策を効率的・効果的に実施することで、松林の保全とその公益的機能の維持を図る。また環境に配慮した防除を推進し、特別伐倒駆除や点滴利用型駆除などによる農薬使用の軽減及び被害木の有効活用(破砕材のパルプ材等への利用)に努めるとともに、兵庫県産抵抗性マツ(ひょうご元気松)の植栽を積極的に進めることで、松くい虫被害が発生しにくくするための条件整備を合わせて実施する。

〈対象松林概況と被害対策の実施方針〉

	松林区分	松林区分別の実施方針
防 除 区 域	[県指定] 高度公益的機能 森 林	保安林及びそれに準じた機能の高い松林を対象として区域を指定し、特別防除・地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除などの駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。
	[市町指定] 地 区 保 全 森 林	木材資源として優良な松林、又は松たけ山等地域経済上重要な松林で、主に高度公益機能森林と一体(高度公益機能森林から概ね10km以内かつ面積10ヘクタール以上)となって保全を図る松林を対象として区域を指定し、高度公益機能森林に準じて防除を実施する。
周 辺 区	[県指定] 被害拡大防止 森 林	高度公益機能森林の周辺(概ね2km)にある松林を対象として区域を指定し、高度公益機能森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除の実施及び感染源の防除による樹種転換を促進する。
	[市町指定] 地区被害拡大 防止 森 林	地区保全森林周辺(概ね2km)にある松林を対象として区域を指定する。地区保全森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除の実施及び感染源の防除による樹種転換を実施する。



## イ ナラ枯れ被害対策

平成27年度より市内山林においてナラ枯れが確認された。被害対策として、新たな被害木の早期発見を行い、枯損木の伐倒くん蒸による駆除又は効率的なカシノナガキクイムシの駆除、被害を未然に防ぐための予防措置など被害地と被害量に合った手法を関係機関と連携し実施する。

### (2)その他

森林病虫害などによる被害の未然防止のため、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林所有者などの連携による被害対策や被害監視から防除実行までにかかる地域の体制作りを行う。

森林病虫害の蔓延のため、緊急に伐倒駆除を行う必要が生じた場合等には、森林所有者に対して、伐採の促進に関する指導等を行う。

## 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、その防止に向け、シカ被害防止施策等と連携を図りつつ、野生鳥獣の被害や生息の動向等に応じた広域かつ効果的な森林被害対策を行う。

また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣との共存にも配慮した対策を適切に行うこととする。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、「三田市火入れに関する条例」の順守及び初期防火用水の整備等地域住民に対する防火対策のための啓発活動を行う。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良等を行う場合とし、火入れを行う前日までに、市長、隣接する所有者(自治会)、消防等に通知、連絡を行うこととする。

なお、火入れの際に、気象条件により強風・異常乾燥注意報又は火災警報など発令された場合は、火入れを行わず、火入れした場合は速やかに消火すること。

## 5 その他必要な事項

### (1)病虫害の被害を受けているなどの理由により伐採を推進すべき林分

該当なし

### (2)その他

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし(森林の保健機能に関する特別措置法による指定山林なし)

#### V その他森林の整備のために必要な事項

##### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の策定にあたっては、次の(1)～(4)に掲げる事項に十分留意し、適切に行うこととする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (3) IIの第6の森林施業の共同化の促進に関する事項
- (4) IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、路網の整備状況その他の地域の事情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体で行うことができると思われる区域について、森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
西部	2～19	948.33
藍本・東本庄	20～54	2327.28
青野川	55～69、142～143	1362.24
南部	70～75、77、79、82、84～87、90	437.56
有馬富士周辺	91～117	2074.32
黒川	118～141、144～147	2231.81
羽束川	148～200	3019.45
波豆川	201～212	779.06

##### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

##### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

有馬富士公園及び市内里山を拠点として都市と農村の交流を推進する。

##### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

「高平ナナマツの森」、「高平観福の森」、「乙原てんぐの森」等を利用し、森林浴や自然観察などの自然体験を通して森林の有する多面的機能の理解を深めてもらう。また、森林ボランティアの活動を推進する。

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

里山森林保全ボランティアやNPO活動団体等による森林保全活動を支援するとともに、相互のネットワークの構築や情報発信等により、市内の森林ボランティアの意見交換や情報交換の場を提供し森林保全に対する意識をより高める。

### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

### (3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

### (4) その他

該当なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

## 7 その他必要な事項

### (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県などの指導期間、生産森林組合・森林所有者等関係者との連携を密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努める。

### (2) 保安林その他法令等制限林に関する事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林については、当該制限を順守し施業を行うものとする。